

聴聞調書・報告書閲覧請求書

年 月 日

様

住所
請求者
氏名 ⑩

〔行政手続法第24条第4項
千葉県行政手続条例第24条第4項〕の規定により、次のとおり聴聞調書又は報告書の閲覧を請求します。

聴聞の件名	
閲覧しようとする書類の名称	

注 聴聞の終結前には当該聴聞の主宰者に、聴聞の終結後には行政庁に請求すること。